

企画競争に関する公示

次のとおり企画競争に関する委託先事業者の選定を行う。

平成22年11月16日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 金成 真一

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名 平成22年度ふるさとハローワーク就職支援事業
- (2) 実施主体 千葉労働局職業安定部職業安定課
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1
千葉第2地方合同庁舎4階
- (3) 事業概要 地域の関係者と連携して、地域の実情に応じた就職支援に資する事業（職業紹介事業に該当する事業を除く。）を実施するため、適切と認められる民間団体に対し、ふるさとハローワーク就職支援事業を委託するものである。
- (4) 仕様 企画競争入札募集要項による。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次のすべての条件を満たす者のみが競争参加資格を有するものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同じ。）。
 - ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

エ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

オ 全各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、
契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び2号に該当する者がいないこと。）。
- (5) 職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。
- (6) 労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 本事業その他の就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成19年4月22日以前については、改正前の雇用保険法第62条から第64条までに定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正を行った者、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人で、その業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けた者等であり、それぞれの処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として著しく不適当であると、「ふるさとハローワーク就職支援事業に関する企画審査委員会」（以下「委員会」という。）において判断される者でないこと。
- (8) 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下単に「関係会社」という。）が(4)から(8)までに該当しない等であるために本事業を実施する者として不適当であると、評価委員会において判断される者でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率

の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。なお、常用労働者が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。

- (10) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）
- (11) 企画書提出時から過去3年間において、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと、委員会において判断されるものでないこと。
- (12) 就職支援、求人情報提供、職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る実績があり、又は、実績が見込まれること。
- (13) 千葉市からの推薦を受けていること。

3 契約候補者の選定方法

「ふるさとハローワーク就職支援事業に関する企画競争入札募集要項」に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年11月16日（火）～12月10日（木）まで
- (2) 場 所 上記1（2）に同じ

5 企画競争に係る説明会の開催

本事業及び企画競争に関する説明会を実施する。

- (1) 日 時 平成22年12月13日（月）午前11時
- (2) 場 所 千葉県教育会館4階 千葉労働局会議室
千葉市中央区中央4-13-10

6 企画書等の提出期限

平成22年12月16日（木）午後3時

7 その他

- (1) 本入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 企画書の無効
本公示に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、企画競争参加

事業者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要。

(5) 事業所の選定方法
千葉労働局職業安定部職業安定課を事務局とする企画審査委員会において、企画書をもとに、総合的に審査し、決定する。

(6) 詳細は「ふるさとハローワーク就職支援事業に関する企画競争入札募集要項」による。

8 企画提案会の開催〔注：企画提案会を開催する場合には記載。〕

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために実施する。

(1) 日 時 平成22年12月20日(月)午後2時から

(2) 場 所 千葉県教育会館4階 千葉労働局会議室
千葉市中央区中央4-13-10

(3) 内 容 事業企画書に基づく企画内容の説明及び質疑応答。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できないので、提出された事業企画書等のみを用いた説明とする。

(4) 時 間 説明時間15分、質疑応答時間10分

(5) 出席者数 1事業者につき3名以内

(6) その他 応募多数の場合は、企画提案会開催前に「事業企画書の概要」に基づいて書類選考を実施する。

書類選考の採否については、決定後文書等で連絡する。